

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
1	<p>・選考を経て実施するサービス事業所（介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護など）が食費等を値上げする場合の手順は？</p>	<p>・開設後5年以内は高齢者支援課への事前協議が必要です。事前協議後に変更届一式を提出してください。</p> <p>・開設後6年以上は事前協議は不要です。届出期日内に変更届一式を提出してください。</p>
2	<p>・介護支援専門員等の届出が必要な職員の勤務形態が変わった場合、変更届の提出は必要か？</p> <p>例) 常勤⇔非常勤、専従⇔兼務</p>	<p>・変更届の提出は不要です。</p>
3	<p>・変更年月日が月途中の場合、勤務形態一覧表は変更年月分のみの提出でよいか？</p> <p>例) 4月6日変更 ⇒ 4月分の勤務形態一覧表のみ提出</p>	<p>・変更年月及び翌月分の勤務形態一覧表を提出すること。</p> <p>例) 4月6日変更 ⇒ 4月及び5月分の勤務形態一覧表を提出</p>
4	<p>・「誓約書・代表者名簿（添付書類13-1）」及び「誓約書・管理者名簿（添付書類13-2）」の事業所名は法人の名称を記載するのか？</p>	<p>・事業所の名称を記載すること。</p> <p><事業所名></p> <p>誤：株式会社●●●● ⇒ 正：ヘルパーステーション▲▲▲▲▲</p>

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
5	<p>・「誓約書・代表者名簿（添付書類13-1）」及び「誓約書・管理者名簿（添付書類13-2）」の○を付けるサービス種別について、「総合事業訪問介護」や「総合事業通所介護」を実施している場合はどこに○を付ければ良いか？</p>	<p>・「総合事業訪問介護」や「総合事業通所介護」を実施している場合は「介護予防・日常生活支援総合事業」に○を付けること。</p>
6	<p>・「誓約書・代表者名簿（添付書類13-1）」及び「誓約書・管理者名簿（添付書類13-2）」の○を付けるサービス種別について、「居宅介護支援」を実施している場合は「居宅サービス」に○を付ければ良いか？</p>	<p>・「居宅介護支援」を実施している場合は「居宅介護支援」に○を付けること。</p>
7	<p>・届出年月日は記載しなくても良いか？</p>	<p>・届出年月日の記載は必要です。</p>
8	<p>・変更届出書等に法人代表者印を押印しなければならないか？</p>	<p>・法人代表者印の押印は不要です。</p>
9	<p>・資格者証等の氏名が旧姓の場合、どのように対応すれば良いか？</p>	<p>・資格者証の発行団体に問い合わせ、改姓の手続きを行ってください。</p> <p>・本市へは改姓後の資格者証の写しを提出してください。</p> <p>・届出期日までに改姓の手続きが間に合わない場合、改姓が確認できる書類（公的機関が発行した身分証明書など）を提出してください。</p>

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
10	<p>・管理者の変更に伴い勤務形態一覧表を提出する。姫路市に届けている営業時間と実際の勤務時間がずれているが差し支えないか？</p> <p>例) 営業時間 8:30～17:30 勤務時間 8:00～17:00</p>	<p>・本市に届けている営業時間で勤務してください。</p> <p>例) 勤務不可×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 8:30～17:30 ・勤務時間 8:00～17:00 <p>⇒営業時間中に勤務できていない時間（17:00～17:30）がある。</p> <p>例) 勤務可◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 9:00～17:00 ・勤務時間 8:00～17:00 <p>⇒営業時間中に勤務できている。</p>
11	<p>・管理者の変更に伴い勤務形態一覧表を提出する。姫路市に届けている営業日と実際に勤務日がずれているが差し支えないか？</p> <p>例) 営業日 月～金（土・日は休み） 勤務日 月～木、土（金・日は休み）</p>	<p>・本市に届けている営業日で勤務してください。</p> <p>例) 勤務不可×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 月～金（土・日は休み） ・勤務日 月～木、土（金・日は休み） <p>例) 勤務可◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 月～日 ・勤務日 月～金 <p>⇒月～日まで勤務すると休日がなくなるので、この場合、勤務できない土日については他の常勤の従業者が勤務すること。</p>

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
12	<p>・事前協議を行うことなく事業所の所在地を変更してしまったが、届出期日までに変更届一式を提出すれば良いか？</p>	<p>・事前協議を行うことなく事業所の所在地を変更した場合、事業を実施できない地域に移転してしまった可能性があります。</p> <p>・事業所の所在地を変更してしまった場合であっても、監査指導課への協議は必要です。</p> <p>・事業を実施できない地域であった場合、他の地域へ再移転していただきます。</p>
13	<p>・事業所の給与日が毎月15日であるので、勤務形態一覧表は15日始まりのものを提出すれば良いか？</p> <p>例) 4月分の勤務形態一覧表 4 / 15 ~ 5 / 14</p>	<p>・毎月1日～末日までの勤務形態一覧表を提出してください。</p> <p>・介護保険サービス事業所が作成する勤務形態一覧表は、給与日に関わらず、毎月1日～末日までの暦月で勤務予定表および勤務実績表を作成する必要があります。</p> <p>・暦月で勤務形態一覧表を作成していない場合、直ちに暦月での勤務形態一覧表を作成してください。</p> <p>・併せて、勤務予定表および勤務実績表をそれぞれ作成しているかも確認してください。</p> <p>例) 4月分の勤務形態一覧表 不可× 4 / 15 ~ 5 / 14 可 ◎ 4 / 1 ~ 4 / 30</p>

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
14	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届には「変更の内容」欄にのみ変更後の内容を記載すれば良いか？ ・例えば、事業所名を変更した場合、「変更の内容」欄以外の部分は変更前の事業所名を記載すれば良いか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「変更の内容」欄と併せて「変更の内容」欄以外の部分についても変更後の内容を記載する必要があります。 ・つまり、全ての届出書類に変更後の内容を記載する必要があります。 ・また、変更しない内容については、従前の届出内容を記載してください。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理者とサービス提供責任者」や「管理者と運営規程」など、同一の変更年月日に2件以上の変更がある場合、変更届は別々に提出しなければならないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の変更年月日の場合、まとめて変更届を提出することができます。提出書類のうち、重複する書類（様式第6号、付表など）については1枚にまとめてください。 例) 変更年月日：令和4年4月1日 変更事項　：管理者、サービス提供責任者 ・変更年月日が異なる場合は、別々に変更届を提出してください。 例) 変更年月日：令和4年4月1日 変更事項　：管理者 変更年月日：令和4年4月15日 変更事項　：サービス提供責任者

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
16	<p>・法人の名称を変更することにあわせ、法人格も変わる場合、届出期日までに変更届一式を提出すればよいか？</p> <p>例) 事業譲渡 ▶ A 法人 ⇒ B 法人</p> <p>例) 吸収合併 ▶ A 法人が B 法人と合併し、合併により消滅する A 法人の権利義務の全部を B 法人が引き継ぐ場合</p> <p>例) 吸収分割 ▶ A 法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部が分割され、B 法人が引き継ぐ場合</p>	<p>・変更の前後で法人格を異にする場合（吸収合併や事業譲渡等）、変更届では手続きできません。</p> <p>・廃止届や新規指定申請が必要となります。</p> <p>・それぞれ事前協議や届出期日があるので、計画的に対応してください。</p> <p><参考></p> <p>▶変更前の事業所・・・廃止届（廃止日の1月前までに届出）</p> <p>▶変更後の事業所・・・新規指定申請（約2か月前から事前協議など）</p>
17	<p>・事業所を廃止し、続けて新規指定を受けようと事前協議等をおこなってきた。</p> <p>・新規指定申請は行ったが、廃止届を廃止日の1月前までに提出していなかった。</p> <p>・廃止日まで1月を切ったが受付して貰えるか？</p>	<p>・廃止届は廃止日の1月前までに届出なければならない。</p> <p>・今回の場合、新規指定年月を1月遅らせることによって対応すること。</p>

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
18	<p>・介護支援専門員の更新研修を修了したが、新たな介護支援専門員証が届かない。介護支援専門員証の写しを提出する必要があるが、どのように対応するればよいか？</p>	<p>・届出期日までに新たな介護支援専門員証が届かない場合、一旦、手元にある古い介護支援専門員証の写しを提出すること。併せて、「当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（添付書類3）」の「更新申請の有無」欄に「申請済」と記入すること。</p> <p>・また、新たな介護支援専門員証が届き次第、速やかに当該写しを提出すること。</p>
19	<p>・勤務形態一覧表の日々の勤務について、勤務時間数（休憩時間除く。）を記載してもよいか？</p>	<p>・勤務時間数（8 h など）ではなく勤務時間（①など）を記載すること。</p> <p>例）誤：8 h ⇒ 正：①</p> <p>※①の勤務時間 8：00～17：00</p> <p>※①の勤務時間数（休憩時間除く。） 8時間00分</p>
20	<p>・届出書類について、姫路市以外の様式を使用することは可能か？</p>	<p>・姫路市の様式を用いて届出てください。</p> <p>・また、変更届等については、お手数ですがその都度、姫路市ホームページから最新の様式をダウンロードして、作成してください。</p>

変更届の提出に係るQ & A（よくある間違い）

No.	質 問	回 答
21	<p>・届出期限までに改正後の登記事項証明書（原本）の提出が間に合わない。どのように対応すればよいか？</p>	<p>・届出期限までに改正後の登記事項証明書（原本）の提出が間に合わない旨を記した書面（任意様式）を提出してください。</p> <p>・改正後の登記事項証明書（原本）が完成次第、速やかに提出してください。</p>
22	<p>・今回、管理者等の変更届を提出するにあたり、届出が漏れていた者がいた。届出が漏れていた者の変更届は提出しなくてもよいか？</p> <p>例) 管理者の変遷：A氏 ⇒ B氏 ⇒ C氏 届出漏れ ：B氏の変更届</p>	<p>・直ちに、届出が漏れていた者の変更届を提出してください。</p> <p>・提出にあたっては、届出が漏れていた理由等を記載した顛末書を提出してください。</p> <p>・提出がない場合は、人員基準違反等に該当します。</p>
23	<p>・事業所のメールアドレスの変更については、どのように届出ればよいか？</p>	<p>・事業所のメールアドレスの登録は、兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）を用いて変更入力をしてください。</p> <p><参考> U R L : https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1557374720945</p>

変更届の提出に係るQ & A (よくある間違い)

No.	質 問	回 答
24	・介護支援専門員が1名の場合、「当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（添付書類3）」の提出は不要か？	・必要です。